

4 ビジネス方法特許

近年、**ビジネス方法特許**という言葉をよく耳にするようになってきた（日本では「**ビジネスモデル特許**」と用語を使うことが多いが、米国では、”**Business Method Patent**” という用語が使用されているため、ここでは、「**ビジネス方法特許**」という用語を使用する）。

ビジネス方法特許は、言葉通り解釈すれば、ビジネス方法（仕事の仕組み）に与えられる特許となるが、事業方法や営業方法などの「仕事の取り決め」に特許が与えられたわけではない。ビジネス方法特許には、情報技術の進歩がその背景にあり、「コンピュータやネットワークを利用して行うビジネス方法」に与えられる特許を意味する（図 4.16）。以下、ビジネス方法特許の歴史、および、米国と日本における動向を中心に説明する。

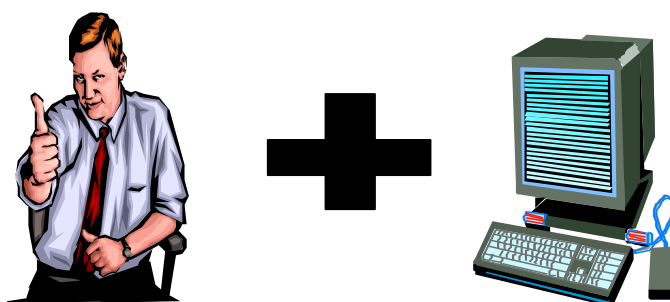


図 4.16 ビジネス方法特許

(1) **ビジネス方法除外の原則**

1908年、米国において、レストランにおける帳簿管理方法が特許として認められるかどうか論争となった（**ホテル・セキュリティ事件**と呼ばれる）。この帳簿管理方法は「ウェイターとマネジャーが連続番号を付した二枚つづりの伝票を持つ事により、注文を集中管理できるため、従業員の不正行為を防止できる」（図 4.17）という方法であった。様々な論争が繰り広げられたが、第二地区連邦高裁は、この帳簿管理方法に関する特許権を無効とした。



図 4.17 ホテル・セキュリティ特許訴訟

このホテル・セキュリティ特許訴訟判決以来、ビジネス方法は特許の対象にならないという判例法上のルール（**ビジネス方法除外の原則**）が定着し、ビジネス方法に関する特許出願が拒絶されてきた。90年代前半までに、ハードウェアに絡ませてビジネス方法特許を取得する例が増えてきたが、これらの特許は単に登録されただけで、権利行使され

るには至らなかった。ビジネス方法除外の原則が大きな壁として立ちはだかってきたといえる。しかしながら、1998年7月、この壁を突如砕く事件「ステート・ストリート銀行特許訴訟」が起こった。

(2) ステートストリート銀行特許訴訟

本訴訟では、ステートストリート銀行が、シグネチャー社が所有する投資管理方法に関するハブ・アンド・スポーク特許「複数の投資信託資金（＝車輪のスポーク）を単一の共通ファンド（＝ハブ）に貯めて、多様な金融商品を運用する情報システム」（図4.18）を無償で使用したため、この特許は無効であるという確認訴訟を提起した。

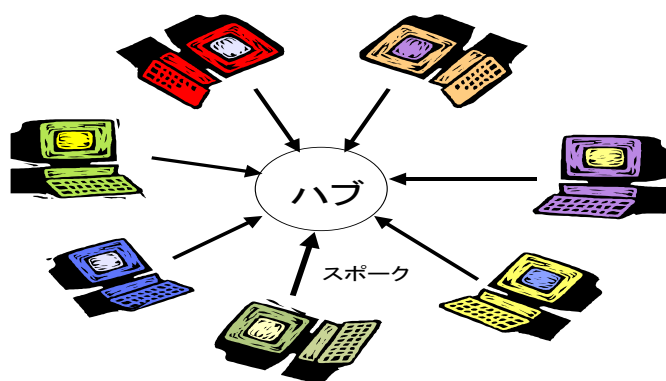


図 4.18 ハブアンドスポーク特許

一審のマサチューセッツ連邦地方裁判所では、ビジネス方法除外の原則をもとに「ビジネス方法は特許ではない」とステート・ストリート銀行の主張を認めた。

しかしながら、米国の特許専門の高等裁判所であるCAFC（米国連邦巡回控訴裁判所）は、「ホテル・セキュリティ特許訴訟において特許が認められなかったのは、その内容に新規性が欠落していたからであり、特許の対象外になっていた訳ではなかった」という見解を出した。さらに「有用性と実在性があり、具体的結果を生み出すものであれば、特許として認められるべきである」と判示し、連邦地裁の判決を覆して、「ハブ・アンド・スポーク特許は、最終的な分配価格に有用性と実在性があり、具体的結果の要件を満たす。その結果、本特許は有効であり、ステート・ストリート銀行の行為は、本特許を侵害するものである」という逆転判決を下した。

ステート・ストリート銀行は、CAFCの判決を不服としたが、最高裁はこれを取り上げず、シグネチャー社に特許権が認められたのである。

このステート・ストリート銀行特許訴訟の判決は、長い間定着してきたビジネス方法除外の原則を無効にするものであり、これ以降、ビジネス方法特許関連の出願が急増するとともに、ビジネス方法特許に関わる大型特許訴訟事件も続々発生することとなった。

(3) ワン・クリック特許特許訴訟

日本で最も大きく報道された、米国におけるビジネス方法特許訴訟が、ワン・クリック特許訴訟（アマゾン・ドット・コム対バーンズ&ノーブルの特許訴訟）である。本訴訟では、1999年9月、アマゾン・ドット・コムが、同社が所有するワン・クリック特許「ウェブ上の電子商取引サイトで顧客が入力した個人情報を保存しておき、顧客は、最初の買い物時に、クレジットカード番号等を入力しておけば、2回目以降の買い物では、マウスを1回クリックするだけで注文できる情報システム」（図 4.19 参照）と同様のシステムを運用していたバーンズ&ノーブル社をシアトル連邦地裁へ提訴した。シアトル連邦地裁は、異例のスピードで本件を処理し、アマゾン・ドット・コムの主張を認め、1999年12月1日に、バーンズ&ノーブル社にシステムの使用を差し止める仮処分を下し、クリスマス商戦の時期であったので、バーンズ&ノーブル社は大きな打撃を受けたとされている。

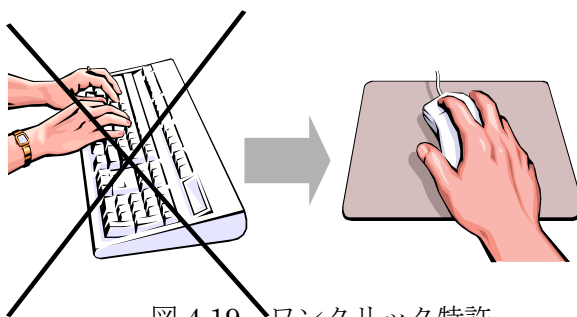


図 4.19 ワンクリック特許

(4) 米国における最近の動向

ワン・クリック特許事件は、その後、様々な影響を与えている。例えば、バーンズ&ノーブル社は、情報システムの再設計に取り組み、ツウ・クリックに基づく情報システムを再開発し、ワン・クリック特許の抵触を回避し、業績を回復させた。この事実に対して、既にビジネス方法特許が存在しても、設計変更により競業が可能であると評価される一方、本質的にはあまり変わらない情報システムの開発によって特許に抵触しなくなる事から、ビジネス方法特許が持つ本来の有効性を疑問視する声も出始めている。特に、オープンソフトの普及を促進している組織である GNU は、ワン・クリック特許訴訟を起こしたアマゾン・ドット・コムを痛烈に批判し、アマゾン・ドット・コムの商品の不買運動を展開した。このような動きを受けて、アマゾン・ドット・コムのジェフ・ベゾス社長は、通常の特許よりビジネス方法特許の有効期間をかなり短くすること（2～3年）など、自分の Web ページでビジネス方法の特許の在り方を議論している。

米国特許庁においても、2000年3月29日に、ビジネス方法特許の審査の質を改善するためのアクションプランを発表し、過去の考案発明や業界慣例のより効果的な調査、審査ガイドラインの改訂、審査は原則2回、などの検討が始まっている。また、米国特許庁で規定されている「米国特許分類 705」には、ビジネス方法特許の出願対象分野として、データ処理、金融、ビジネス業務、経営、コスト・価格決定などの分野が列挙され、現在の出

願は、これらのあらゆる分野へ拡大しつつある。有用性と実在性があり、具体的結果が伴うものであれば、あらゆるものが、ビジネス方法の特許の対象になろうとしているといっても過言ではない。

ビジネス方法特許の関連 URL

- ・ 特許庁
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/>
- ・ 特許事務所 <http://www.ondapatent.com/Japanese/business/>
- ・ 弁理士 <http://www.furutani.co.jp/office/ronbun/BusinessPatent.html>